

ご家族登録サービスについての重要事項のご説明

1 サービスの概要

「ご家族登録サービス」は、プルデンシャル生命保険(以下、「当社」といいます)にご契約者があらかじめ所定の範囲のご家族を登録することにより、その登録されたご家族(以下、「登録ご家族」といいます)が、以下の事項を実施できるサービスです(以下、「本サービス」といいます)。

- ①保険契約内容の照会(具体的な範囲は後記③をご確認ください)
- ②各種請求書類のご契約者宛の送付依頼
- ③一部の請求手続き(具体的な内容は後記⑨をご確認ください)
※契約の現況等により、登録には一定の要件があります。

2 本サービスの対象者

個人のご契約者

※ご契約者が法人・個人事業主の場合、また、未成年の方・法定後見制度をご利用の方は除きます。

3 登録ご家族の範囲

- 登録いただけるご家族は、保険契約単位の設定とし、1保険契約につき1名です。
- 成年者であり、意思能力を有することが条件です。
- 登録可能なご家族の範囲は、以下のとおりです。
死亡保険金受取人
ただし、以下は例外条項とし、死亡保険金受取人以外の方を登録することができます。
 - ①契約者・被保険者が異なり、契約者・死亡保険金受取人が同一人の場合被保険者の方を登録することができます。
 - ②以下(1)~(5)のいずれかに該当する場合は、配偶者、三親等以内の親族または指定代理請求人の方を登録することができます。
 - (1)該当する死亡保険金受取人や被保険者が未成年の場合
 - (2)該当する死亡保険金受取人や被保険者が70歳以上の場合
 - (3)死亡保険金受取人が意思能力を有せず、かつ成年後見制度等を利用していない場合
 - (4)医療保険等、死亡保険金がない契約の場合
 - (5)生命保険信託契約の場合

4 本サービスの申込方法

ご契約者は本サービスの重要事項のご説明(以下、「本重要事項説明」といいます)の内容を確認・同意のうえ、「ご家族登録サービス申込兼変更・停止請求書」に以下の項目をご記入ください。

- ①証券番号
- ②登録ご家族の氏名、性別、ご契約者との続柄、生年月日
- ③登録ご家族の住所、連絡先
- ④以下の2点を前提としたご契約者の署名
 - (1)登録ご家族に対し、上記②③の情報を当社へ提供することについて同意を得ること
 - (2)被保険者と死亡保険金受取人に対し、後記③に記載される情報等を当社が登録ご家族へ開示することについて同意を得ること

5 本サービスの開始

本サービスによる登録ご家族からのご照会は、前記④の「ご家族登録サービス申込兼変更・停止請求書」が当社に到着後、当社がこれを承諾し、当社システムに登録された時点からご利用を開始できます。なお、当社の判断により、本サービスのご利用をお断りする場合がございます。

6 本サービスの停止

本サービスは、以下のいずれかに該当した場合に、当社システムへの反映により停止します。

- ①ご契約者からのサービス停止申出があった場合
- ②対象保険契約のご契約者に変更された場合
- ③対象保険契約の死亡保険金受取人に変更され、登録ご家族と別の方となった場合
ただし、前記③の例外条項①②に該当する場合は除きます。
- ④対象保険契約が解約・死亡保険金支払等により消滅した場合
- ⑤個人情報保護の観点から当社が必要と認めた場合
- ⑥その他、当社所定の手続きにより、当社が必要と認めた場合

7 その他注意事項

- ご家族の登録は保険契約単位ですので、複数のプルデンシャル生命保険契約にご加入のご契約者は、ご家族を登録する保険契約の証券番号を申込時にご指定いただく必要があります。
- 登録ご家族が当社へ照会し回答を受けることができる保険契約内容は、一部の内容を除き、当社にご契約者へ回答できる内容とほぼ同等です。(後記⑧をご参照ください)
- 前記①③について登録ご家族による後記⑨以外のお手続きはできません。
- 登録ご家族や登録情報の変更および本サービスの停止を希望する場合は、ご契約者からライフプランナーへお申出ください。
なお、本サービスの停止については、当社カスタマーサービスセンター(0120-810-740)でも承ることができます。
- ご契約者の転居や災害発生時等、当社からご契約者への連絡が困難となった場合には、当社から登録ご家族へ連絡のうえ、ご契約者の連絡先を確認させていただく場合があります。
- 当社は、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、本サービスに起因してご契約者・登録ご家族に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。
- 当社は、必要に応じ、法令に基づき、ご契約者・登録ご家族の事前の承諾なく、本重要事項説明の変更等を行うことがあります。
その場合、当社は、変更事項を通知し、またはホームページ等に掲載します。
- 当社はいつでも本サービスを廃止する場合があります。

8 登録ご家族に開示する保険契約内容

- 保険契約の基本情報(契約者・被保険者・受取人の基本情報、保険商品名・保険金額・保険料額・保険期間・払込期間・契約日等)
- 保険契約の状態(有効・失効等)
- 保険料払込方法・保険料ご入金状況
- 試算情報(解約・貸付・減額・払済・前納・自動振替貸付等)
- 請求手続き履歴(給付金・名義変更・貸付・減額等)

9 登録ご家族による請求手続き

- ご契約者が請求手続きの意思表示が困難である等の特別な事情があると当社が認めるときは、登録ご家族が代理で以下の手続きを行うことができます。ただし、法定代理人が登記されている場合を除きます。

①口座変更	⑧更新拒否
②払込回数変更・払込経路変更	⑨通信先変更
③請求停止・再開	⑩証券再発行
④解約	⑪改姓改名・生年月日訂正
⑤減額・特約解約	⑫復活(※1)
⑥払済保険・延長定期保険への変更	⑬特約中途付加(※1、※2)
- ⑦契約者貸付
(※1)契約者と被保険者が異なる場合に限ります。
(※2)一部の特約に限ります。
- 上記に基づく手続きにより当社が解約返戻金等をお支払いした場合には、その後重複してその解約等の請求を受けてもこれをお支払いしません。